

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 10日

山梨県知事

長崎 幸太郎 殿

提出者

住 所 山梨県 富士吉田市 下吉田東1-24-3

氏 名 秋山土建株式会社
代表取締役 山口 力三

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0555-23-7111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	秋山土建株式会社
事業場の所在地	山梨県 富士吉田市 下吉田東一丁目 24番 3号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業 総合工事業
② 事業の規模	完成工事高 ¥1,792,585千円（令和6年11月末）
③ 従業員数	33人（令和7年5月現在）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	当該事業に於ける一連の処理は、工事毎に工程が多種多様な為、代表的なプロセスフローを（図1～図7）に示す。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 表－1 役割権限表、図－8 廃棄物管理組織図に示す。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	汚泥	紙くず	廃プラ	木くず	
	排出量	1313t	12t	2t	5t	15t	11t	
(これまでに実施した取組)								
<p>がれき類：発注者より、処理方法及び発生量が指定されているので抑制不可（アスファルト・コンクリート）</p> <p>金属くず：仮設類は丁寧に取り扱う他、管理者を定め整備に努めさせ、長持ちさせる。</p> <p>建設汚泥：適切な工法の選択</p> <p>紙くず：25kg袋物の注文はさける。</p> <p>廃プラ：保安機材は再度使用できるように丁寧に取り扱う又、管理者を定め注文・廃棄・整備に努め補修して使用。</p> <p>木くず：がれき類と同様に処理方法が指定されているが、仮設材や型枠等管理可能な物のみ 余剰材を出さないよう工夫させ出来る限り鋼製形枠を使用。</p> <p>がら陶器：長寿命品の選択</p> <p>蛍光灯：長寿命品の選択</p>								
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	汚泥	紙くず	廃プラ	木くず	
	排出量	1300t	10t	2t	4t	14t	10t	
(今後実施する予定の取組)								
<ul style="list-style-type: none"> ・発注者に出来る限り、廃棄物抑制の工法を提案する。 ・引き続き上記対策を実施し、物を大切に使用して廃棄物を出さないよう継続し社員一人一人に教育をする。 								

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・木くず、廃プラスチック類、紙くず、鉄くずはそれぞれにコンテナに分別し廃棄する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き上記対策を実施し、資源の有効利用の重要性を認識させるために、継続し社員一人一人に教育をする。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

・特になし

- ・可能な限り優良認定処理業者や再生利用業者へ委託している。

(第5面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請
　　完工工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ
　　事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するま
　　での一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中
　　間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間
　　処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量
　　を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
　　令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収
　　施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である
　　処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者へ
　　の焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のと
　　おり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の
　　種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入
　　すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないとき
　　は、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

図-1 舗装版取り壊し

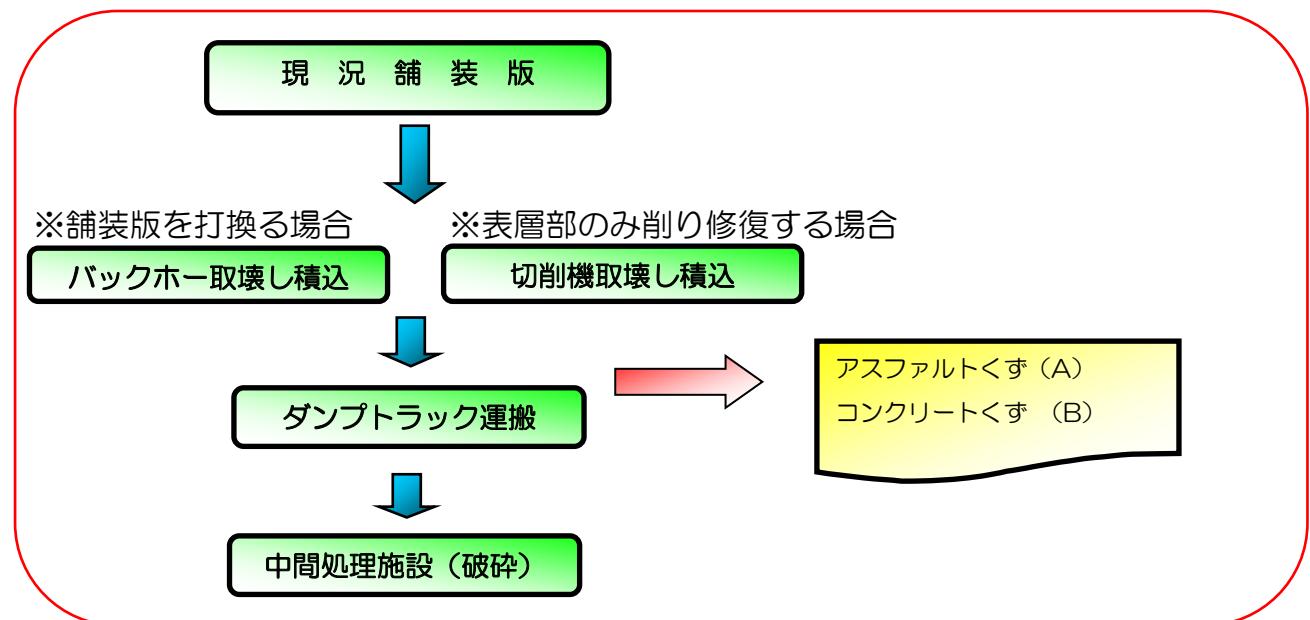


図-2コンクリート構造物取り壊し

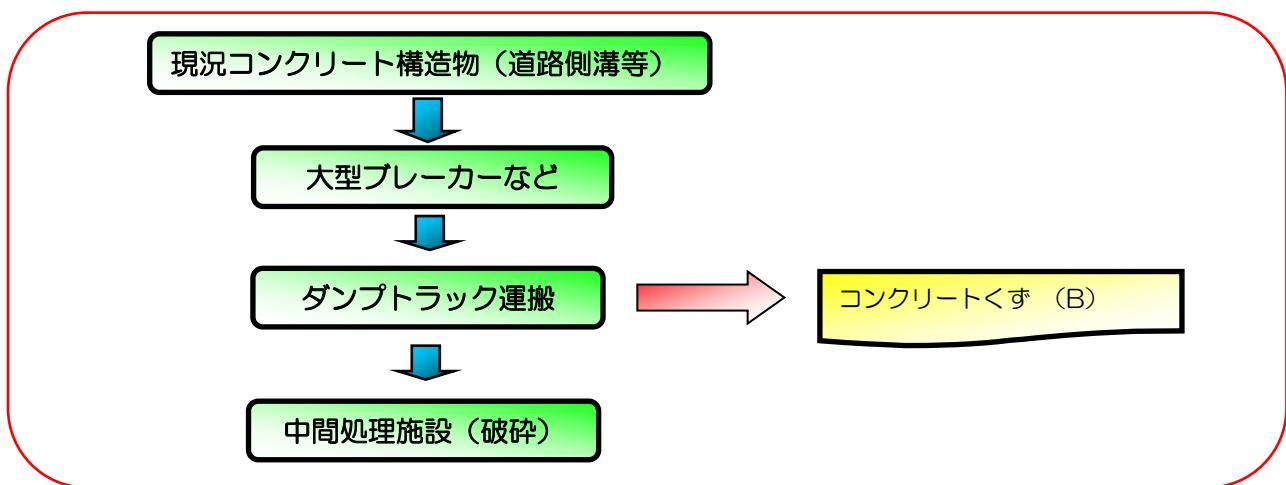
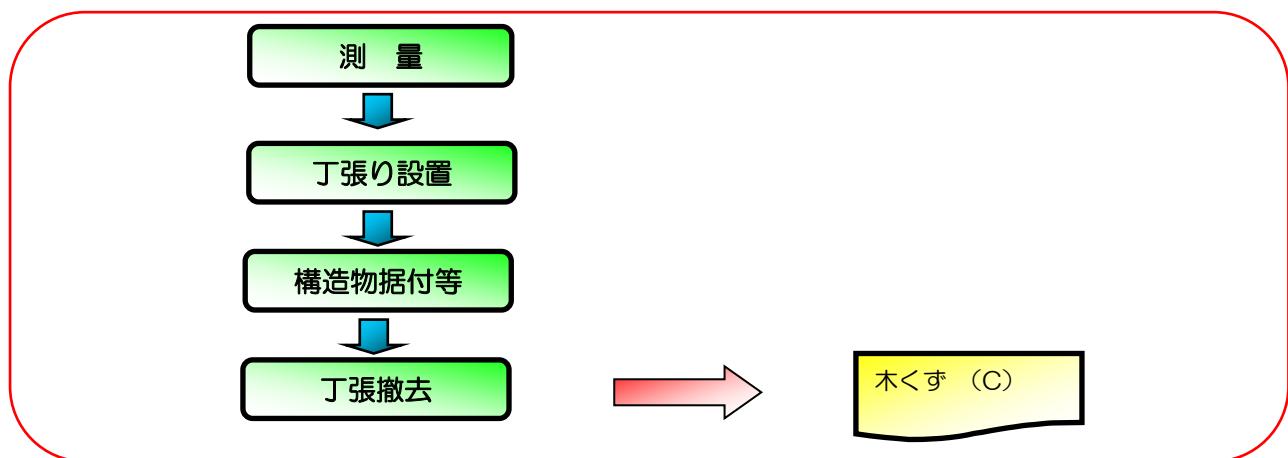
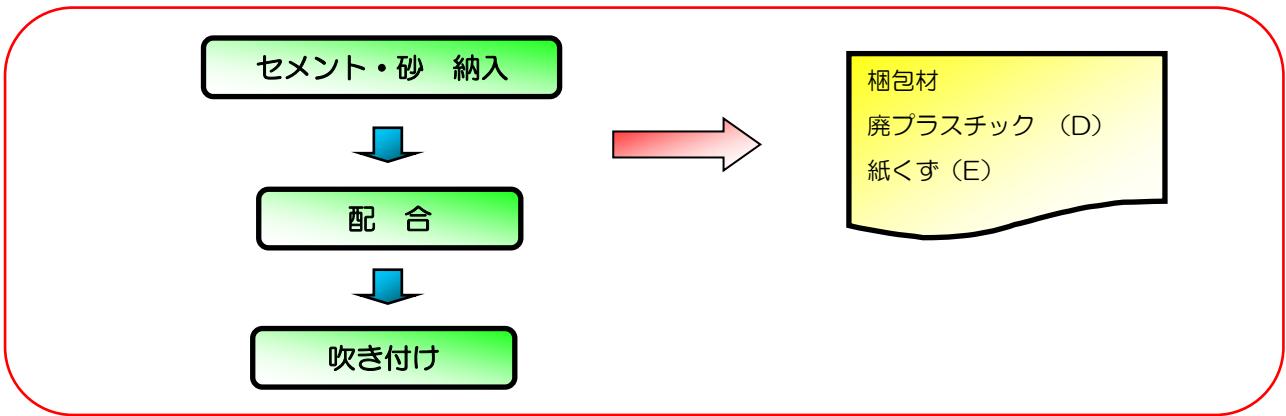


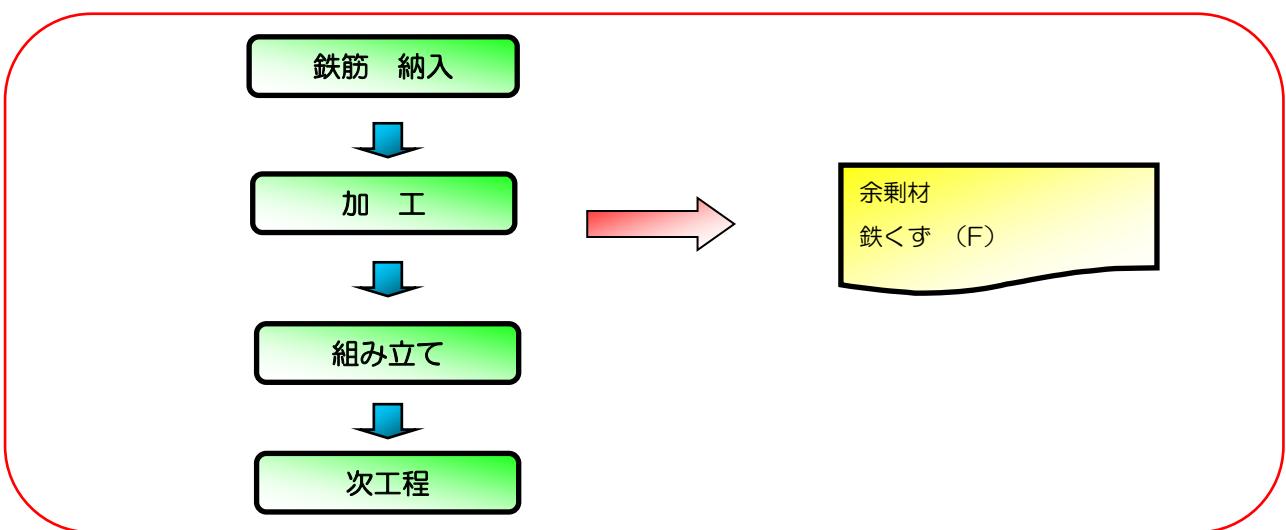
図-3 丁張り（構造物を構築する前に目安にする物）



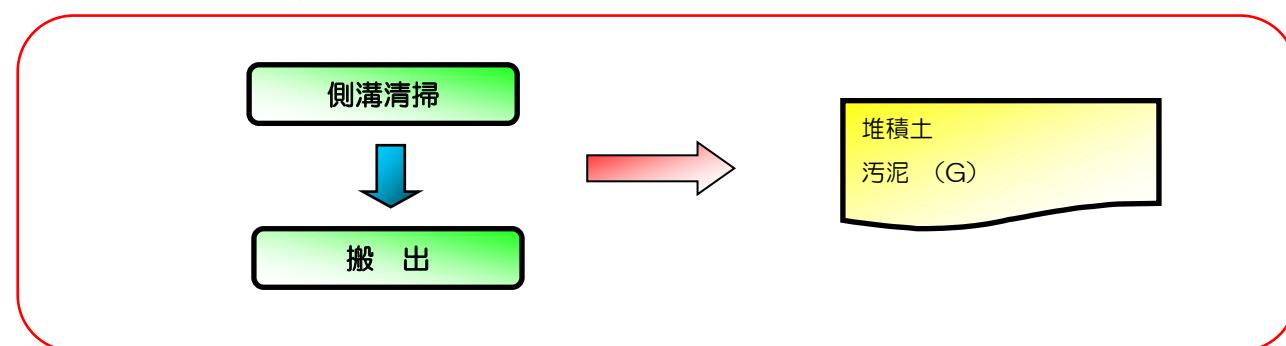
図一4 モルタル吹付け



図一5 鉄筋加工組み立て



図一6 側溝清掃



図一七 廃棄物処理フロー

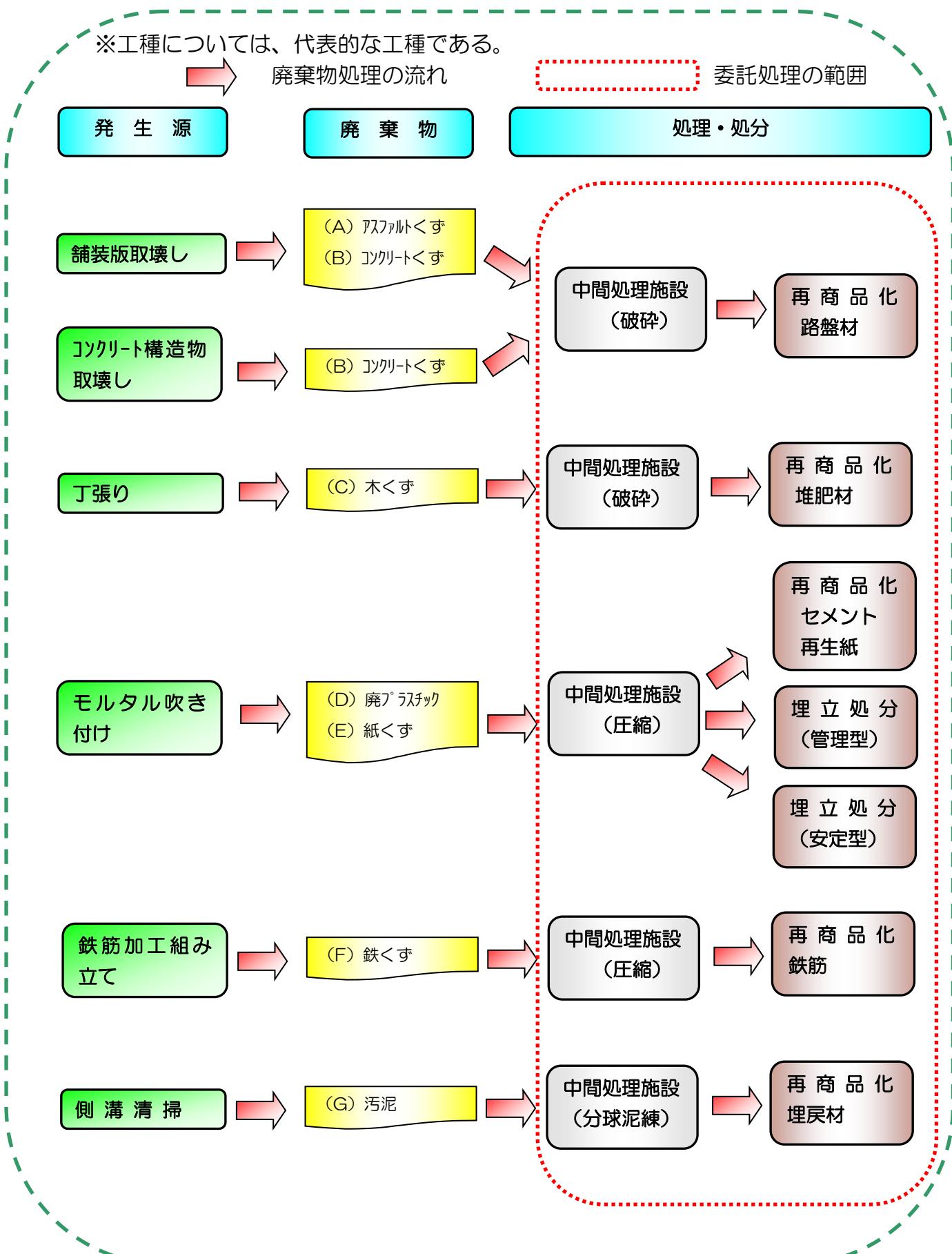


表-1 役割権限表

管理責任者	所属：秋山土建株式会社 職・氏名：専務取締役
特別管理産業廃棄物管理責任者	組織名：品質保証部品質保証課 職・氏名：課長 工務部 工務課 部長 工務部 工務課 課長 資格：特別管理産業廃棄物管理責任者
廃棄物担当	組織名：品質保証部品質保証課 職・氏名：課長 工務部 工務課 部長 工務部 工務課 課長
秋山土建 環境管理委員会	○廃棄物に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・ 委員長一専務取締役 ・委員一関連部署長・課長 ・ 事務局一品質保証部品質保証課 開催頻度 月1回
環境管理会議	○廃棄物に関する検討 環境管理委員会の決定事項の伝達や提案事項の取りまとめを、各部署単位で実施する。 ・ 議長一関連部署長・課長 ・議員一各課員・作業所長 開催頻度 月1回
役割 管理責任者	○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 当社の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
事務局	○ 全社的な廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握 ○ 産業廃棄物処理施設の処理施設の運転・維持状況の把握 ○ 作業所で実施する委託契約の確認 ○ 産業廃棄物及び特別産業廃棄物管理表の取りまとめ、帳簿の作成 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 作業所長、社員、関連会社に対する教育・啓発 ○ その他に関する事項
作業所長	○ 作業所で発生する廃棄物の廃棄物処理計画の作成 ○ 作業所で発生する廃棄物の産業廃棄物処理施設の処理施設の運転・維持状況の把握 ○ 作業所で発生する廃棄物の廃棄物処理業者の選定 ○ 作業所で発生する廃棄物の廃棄物委託契約の締結 ○ 作業所で発生する廃棄物の産業廃棄物及び特別産業廃棄物管理表の作成・管理 ○ 発注者への報告 ○ 作業員に対する教育・啓蒙

図一八 廃棄物管理組織図

